

会員の皆様ありがとうございます。
「会員であること」が社会貢献につながっています。ぜひ仲間を増やして下さい。

相模原間税会

会報 さがみ

第 97 号

— 2020 秋号 —



大沼神社

相模原市南区東大沼2丁目10-5

大沼神社は東大沼2丁目にあります。その名のとおり昭和30年代までは神社の裏手に水をたたえた「大沼」がありました。現在では埋め立てられて住宅地となっています。

元禄12年(1699)、淵野辺村と木曾村(田中市)の村人により、この沼周辺の新田開発がはじまりました。いわゆる「大沼新田」です。その新田村の鎮守として享保21年(1736)に勧請されたのがこの大沼神社です。ただし、当時は「大沼弁財天」と呼ばれており、現在でも神社を囲む堀にかかる「弁天橋」のたもとには、文政10年(1827)に造られた「辨財天」の石塔が立っています。これが明治4年に大沼神社と改称されました。

「さがみはら風土記稿」より

もっと考えよう、より良い消費税のしくみ
相模原間税会のテーマです

会長のあいさつ

相模原間税会 会長 佐 藤 幸 彦



相模原間税会会員の皆様には平素より会運営にご理解とご支援を頂き、誠にありがとうございます。この度相模原税務署に

ご着任されました山本署長はじめ幹部の皆様方には会に対してご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当会の今年度の総会はコロナ禍により中止となり、会員の皆様のご協力により書面決議で議案が承認可決されました。

会の活動理念は消費税を中心とした正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図り皆様と共に税のあり方を考えるためにあります。消費税の情報など幅広くお伝えする活動を行なってまいります。

今年度の事業活動はコロナ禍のなか、前期はほとんど中止になりました。後期になり「租税教室」を2校開講することになりました。その1つが10月に県立相模原総合高校の1年生に120名ずつ2回行います。来年2月には、相模原看護専門学校3年生の社会人一歩手前の教室です。高校生には「国の財政と消費税」を専門学校生には「源泉徴収税」を織りませて税務署の担当講師と当会の安達理事とで行います。その他租税教室の一環で「世界の消費税」の刷込み印刷されたクリアファイルと「国の財政と消費税」のパンフレットを本年も会員の皆様に、そして租税教室で教材として配布しております。

又、例年行なっています「税の標語コンク

ール」募集では署のご協力で昨年は4219作品、今年は2794作品が主に市内小学生から応募がありました。

役員で選考させて頂き10作品が更に上部団体で選出されます。優秀作品に選出されるよう期待しています。数年前市内中学1年生の入選作「税金で支えられてる私たち支えているのも私たち」は今でも間税会の封筒に印刷されています。

昨年10月から消費税法の改正により消費税、地方消費税あわせて10%となり軽減税率が実施され日常生活に浸透しつつある中コロナ禍となり多方面で重大な影響を及ぼしました。国の経済、財政を圧迫し、まだ先の見えない環境の中、国民が力を合せて頑張る時と考えています。

昨年10月には税収の基幹税とも言われている消費税について相模原税務署管内団体長会で相模原税務署に対し「電子申告利用推進宣言」と「消費税完納推進宣言」を行いました。

円滑な納税とより便利に申告手続などをお知らせをすることや期限内完納推進により滞納が起きないように告知する努力をいたします。今後も国を支える税金の重要性を大人や子どもに伝え、税知識普及のため、活動に入れてまいります。

今年度の行事はコロナ禍で状況を見ながらでしたが異業種の皆様での会員交流の場としてボウリング大会、ゴルフ大会、日帰りバス旅行、コンサート、研修会等が開催出来ませんでした。新年度には新型コロナ感染がおさまって事業が出来ることを強く願っております。

会員の皆様には今後とも変わらぬご理解とご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

相模原税務署長のあいさつ

相模原税務署長 山本 茂



この度の人事異動により、東京国税局徴収部特別整理総括第一課長から、相模原税務署長を拝命いたしました山本茂でございます。

縁豊かな「自然」とリニアなど未来につながる「人」とが融合した「相模原」に赴任してきたことを大変光栄に思っております。前任の関根署長同様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

佐藤会長をはじめ相模原間税会の役員並びに会員の皆さんにおかれましては、税務行政の各般にわたりまして、日頃から格別のご高配とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした租税教育の一環として、相模原総合高校や相模原看護学校での「高校生のための租税教室」、「税の標語コンクール」などの実施にご尽力されております。

特に、貴会制作による「消費税ミニ租税教室DVD」は、2019年度版で5作目となり、この間、全国約440の間税会へ配付してミニ租税教室開催の呼掛けを行うなど、全国の範となる活動を積極的に展開されております。

このような税の啓蒙活動は、税務行政の円滑な運営においても欠かすことのできないものですから、皆さまの真摯な取組に対しまして、

改めて深く敬意を表する次第です。

さて、令和元年10月から消費税の税率改正と同時に軽減税率制度が実施されました。その円滑な実施と定着に向けて、貴会のご協力を得ながら、軽減税率セミナーの開催など周知・広報に努めてまいりました。

これまで多くの事業者の皆さまが、制度実施後初めての確定申告を概ね円滑に行っていただくことができました。改めてお礼申し上げますとともに、会員の皆さんにおかれましても、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、我が国の社会・経済全体、そして私たちの生活にも広範囲に大きな影響を及ぼしています。相模原税務署といたしましては、引き続き、納税者の皆さまの置かれている状況や心情に十分配意しながら、親切・丁寧な対応に努めてまいります。

今年は、様々な行事が中止となり、例年であれば皆様と一緒に参加させていただく行事に参加することがかなはず、非常に残念に思っております。今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、できる限り貴会の事業に参加させていただくなど、皆さまとの更なる連携・協調を図ることができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たりまして、相模原間税会の益々のご発展と、会員の皆さんのご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

相模原税務署の人事異動により 令和2年7月に着任された新任幹部の皆様

□ 山本 茂 署長

□ 吉見聰司 副署長

□ 大木 稔 統括国税調査官

一年間どうぞよろしくお願ひいたします

軽減税率制度

軽減税率は、以下の品目の譲渡を対象としています。

軽減税率の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



「一体資産」とは、例えば紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。
「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2／3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

さらに詳しく

軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁HP内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
(リーフレットやQ&Aなどを掲載しています。)

区分記載請求書等保存方式

令和元年10月1日
～令和5年9月30日

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

帳簿と区分記載請求書等の記載事項

帳簿の記載事項	区分記載請求書等の記載事項
<p>① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④ 対価の額</p>	<p>① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、記載を省略できます。</p>

※ 分区記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

帳簿と区分記載請求書等の記載例

請求書	
株○○御中	XX年11月2日
割り箸	550円
牛肉	※
	5,400円
：	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	株△△

税率ごとに区分して合計した税込対価の額
税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨
・ 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
・ 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】
これ以外に、例えば次のような方法があります。
・ 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
・ 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳(仕入れ)		株○○	
XX年	摘要	借方	貸方
月			
11 2	株△△ 雑貨	22,000	
11 2	株△△ 食料品	※	21,600
：	：	：	：
※は軽減税率対象品目			

第46回 定時総会は書面表決にて開催 !!

新型コロナウィルスの世界的な感染拡大の影響から、当初令和2年6月11日(木)に開催予定だった相模原間税会の第46回定時総会は、当会初めてとなる書面決議での開催となりました。

会員の皆様のご協力によりまして、無事総会の決議事項はすべて可決されました。令和2年度の事業がスタートを切ることができましたことをご報告いたします。当面、新型コロナウィルスの影響もあり、人数を集めての租税教室の開催なども難しい部分があるかもしれません、健康と安全に留意しながら、会員の皆様をはじめ市民の皆様に消費税をはじめとする間接税について理解を深めていただけるよう事業活動を進めてまいります。



1. 消費税完納運動のより積極的な展開
2. 消費税の啓発活動等の更なる強化
3. 会員増強による組織拡大等
4. 租税教室の推進（「税の標語」募集活動、クリアファイル等の配布活動等）
5. 税制及び執行に関する意見・要望の提出と提言活動

租税教育事業

① 女性のための租税教室

日 時：令和1年10月30日(水)

場 所：カフェ「サードプレイス」(相模原市中央区)

消費税率が8%から10%に引き上げられ、軽減税率制度が導入されて間もない昨年10月、小泉副会長(兼女性部長)の主導のもと、女性部主催の租税教室として「女性のための租税教室」をカフェ「サードプレイス」にて開催しました。当会会員をはじめ20名を超える方が参加し、カフェの和やかな雰囲気の中で行われました。



▲ 講義をされる伊藤法人一部門上席調査官

前半は安達青年部長が消費税制度について説明を行い、後半は相模原税務署の伊藤真弘法人一部門上席調査官からスタートしたばかりの軽減税率制度についてご講義をいただきました。租税教室の後は、カフェのランチを楽しみながら当会の佐藤会長や役員と参加者の皆さんと交流を深める良い機会となりました。



▲挨拶をする佐藤会長

② 学生のための租税教室

日 時：令和1年11月1日(金)

場 所：相模原総合高校

相模原総合高校のシチズンシップ教育の一環として、同校の一年生向けに租税教室を行いました。

当日は、国税庁制作の税に関するDVD「ご案内します アナザーワールドへ」を上映後、安達青年部長が「世界の消費税クリアファイル」と「国の財政と消費税の役割」パンフレットを使用しながら、世界の消費税の導入状況や、私達の生活の中で消費税がどのように使われているかといった内容について、講義を行いました。高校1年生にとっては、国の財政や社会保障制度など聞き慣れない内容もあり難しかったようですが、メモを取りながら懸命に聴講する学生の姿も多く見受けられました。



▲ 講義をする安達青年部長

③ 新社会人向け租税教室

日 時：令和1年11月1日(金)

場 所：相模原総合高校

まだまだ寒さの残る今年2月、相模原看護専門学校にて新社会人向け一般教養講座として租税教室を開講し、約40名の学生が参加されました。4月から新社会人となる学生に向けて、相模原税務署の有馬真喜法人二部門上席調査官から「源泉所得税」についてのご講義をいただき、その後、安達青年部長による「国の財政と消費税の役割」と「消費税の軽減税率」についての講義を行いました。例年、国家試験が終わって一息ついた時期に開催しているため、学生の皆さんのはやかな表情が印象的なのですが、今年は新型コロナウィルスの感染が拡大しつつあるという時期だったため、例年よりも参加者は少なく、参加者の皆さんもマスクをして席を離して着席しているなど、緊張感のある中での租税教室となりました。

「税の標語」の募集活動が全間連に表彰されました！

全間連(全国間税会総連合会)では、国税庁と一般財団法人大蔵財務協会の後援を受け、毎年「税の標語」を会員・非会員を問わず広く募集しています。

募集活動は、全国の各間税会を通じて行っていますが、当会の募集活動が高く評価され全間連から表彰されました。



会員交流事業

① 新入会員交流会

日時：令和1年10月25日（金） 場所：相模原市民会館

今回、当会としては初の試みとして、新入会員交流会を開催しました。この交流会は、当会に入会から間もない（3年未満程度）会員と、当会の役員や入会歴の長い会員との交流の機会を増やすことを主眼として、中山副会長の企画・発案のもと進められました。

相模原税務署からは、石丸竜也法人一部門統括官と伊藤真弘法人一部門上席調査官にもご出席いただき、新入会員の自己紹介や事業内容の紹介など、普段の間税会活動とは違った交流ができ、大いに盛り上りました。今後も是非定期的に続けていきたいと思います。



▲挨拶をされる石丸法人一部門統括官

② バス研修旅行

日時：令和1年11月9日（土） 場所：日光方面

毎年恒例となっている当会のバス研修旅行ですが、今回は約40名が参加し、平成の大修理が終了したばかりの日光東照宮をはじめとした日光方面を散策しました。

今回も晴天に恵まれ、紅葉も見ごろとなっており、散策するには最適の日となりました。日光へ向かうバスの中では、安達青年部長による消費税と軽減税率制度についての研修を行い、軽減税率制度についての理解を深めました。



▶ 陽明門

東北道の事故渋滞が影響し、到着が大幅に遅れることになりましたが、急遽軽減税率制度に関するクイズを行うなど、明るく楽しい道中でした。平成の大修理を終えた東照宮は荘厳なたたずまいで本当に素晴らしい、金色に装飾された建物と紅葉した木々、真っ青な空のコントラストには圧倒されました。

③ 秋のゴルフコンペ

日時：令和1年10月15日（火） 場所：津久井湖GC

当会の恒例として開催されているゴルフコンペが、津久井湖GCにて上記日程にて行われました。

今回も大森間税会から多数のご参加をいただき、穏やかな天候の下でゴルフをしながら両会の交流を深めました。このゴルフコンペは毎年2回（4月、10月）大森間税会との合同で行われておりますが、令和2年4月のゴルフコンペは新型コロナウィルスの感染予防のため、残念ながら中止となりました。

→ゴルフコンペへ参加を希望される方は、相模原間税会事務局までお問合せください。

女性部・青年部からのメッセージ

相模原間税会の会員の皆様には、日頃より当会の事業活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和2年度も約半分が過ぎましたが、新型コロナウィルスの世界的な感染拡大という未曾有の事態により、当会の事業活動も非常に制限されております。本来であれば、毎年6月に行われている定時総会・懇談会で会員の皆様とお会いできることをとても楽しみにしているのですが、残念ながら今年の定時総会は当会でも初めての書面決議で行うこととなりました。

また、昨年度は7月の七夕コンサートや10月には新入会員交流会、11月のバス研修旅行など、会員の皆様と交流を深める事業を行っておりました。これらも、今年3月のボーリング大会中止以降、現時点まですべての事業が中止となっております。会員の皆様には、会費をいただきながら事業活動での還元をすることができず、本当に申し訳なく思っております。今は、皆様の感染拡大のリスクを極力低減することを第一に考え、できる範囲内で租税教育をはじめとした当会の事業の進め方を模索しております。

何とぞ、ご理解をいただき、引き続き当会の活動にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

女性部部長 小泉 厚子
青年部部長 安達 弘樹

これから
行事予定

租税教室 相模原総合高校

とき 2020年10月16日（金）
10月23日（金）

秋のゴルフコンペ



とき 2020年10月20日（火）
ところ 津久井湖ゴルフ倶楽部
相模原市緑区三ヶ木492
TEL 046-784-0321

参加希望の方は事務局 安達までFAX [042-633-0097] にてお申し込み下さい。

編集後記

今年は、新型コロナウィルスの感染拡大という未曾有の事態に見舞われ、私達の生活が脅かされることとなりました。人と集い、ふれあうという当たり前の日常が奪われ、社会全体が閉塞感に包まれています。こんな時だからこそ、他者を尊重し多様性を受け入れる寛容な心をもって日々の生活を送りたいと思います。
(安達 弘樹)

発行所 相模原市中央区渕野辺3-19-9
相模原間税会
発行人 会長 佐藤 幸彦
編集委員長 理事 横溝 志華
副編集委員長 青年部長 安達 弘樹
間税会事務局 相模原市南区南台3-8-46-301
TEL. 042-705-1755
FAX. 042-633-0097

コーポ指定提携店／エスケー化研登録店
リフォーム・各種塗装・防水



株式会社 タクシン

出張所：栃木・山梨

〒252-0137 相模原市緑区二本松1-6-15
TEL. 042-773-2662 FAX. 042-773-9320

心を込めた贈り物、心を込めてお手伝いします。

冠婚葬祭お祝い品、贈答品は 私たちにお任せください。

出産・新築・快気祝・新入学祝・七五三・お中元・お歳暮、
販促品・記念品・運動会・ゴルフ景品・名入れ品等、承ります。



相模物産株式会社

☎ 042-755-3521

〒252-0243 相模原市中央区上溝1878
ホームページ▶ sagamibussan.jp/

地元で生まれて53年



航空券、JR券から個人・団体旅行まで
お出掛けの際はお気軽にご相談下さい

…旅行に関するお問合わせは…

sta 相模原観光株式会社

相模原市中央区千代田2-1-16

TEL. 042(753)1116

FAX. 042(753)5785

http://www.sagamihara-kanko.co.jp

TKC全国会 認定経営革新等支援機関



細田明彦
税理士事務所

HOSODA AKIHIKO Licenced Tax Accountant Office

〒252-0216 ☎ 042-757-2220
相模原市中央区清新2-10-17 FAX. 042-758-7542

URL https://www.tax-hosoda.com/ E-mail: hosoda-akihiko@tkcnf.or.jp

ホームページ
を開設しました

PC

今年の6月より、相模原間税会のホームページが開設されました。新型コロナの影響もあり、事業活動の中止が相次いでいるため、掲載記事が少ない状態ですが、今後は

当会の活動報告や行事予定などもホームページを通じて行う予定です。是非ご覧になってください。

相模原間税会 ホームページ

http://sagamihara-kanzeikai.jp/



葬送コーディネート



ウェル・しおん

葬儀《直葬・一日葬・家族葬》や供養にお金を
かけられない方 かけたくない方 お電話下さい

☎ 042-815-0678



測量登記 開発許可申請 宅地建物取引 建築設計

株式会社 三平測量

〒252-0239 相模原市中央区中央2-12-13

相模原市役所通り、郵便局正面

TEL 042-754-1717

行政書士安達法務事務所

■各種許認可申請

(建設業、宅建業、産廃、風営、貨物 他)

■外国人在留関係

■法人設立手続 ■遺言、相続手続

〒252-0314 相模原市南区南台3-8-46-301

TEL : 042-705-1755 FAX : 042-633-0097

http://adachi-legal.com

地球環境のためにできること…

総合解体・アスベスト除去・非破壊検査・環境測定 他

KI 株式会社 東洋カイテック

〒252-0239 相模原市中央区中央3-5-4

TEL 042-730-7558 FAX. 042-730-7559

URL http://www.kaitec.co.jp

E-mail info@kaitec.co.jp

広告掲載希望の方
を募集しております!?

— 詳細は事務局までお問い合わせ下さい —



かんちゃん



しょうちゃん



TABATA

「内装仕上げ・内装リフォーム」工事のことなら
TABATA におまかせください

これまで積み上げてきた 提案力・ノウハウ・施工力 をご提供いたします。

株式会社 TABATA

〒252-0244 相模原市中央区田名 8568-1

TEL : 042-760-7550

URL : www.i-tabata.co.jp



サ-ティ-フォ-交通

タクシーのご用命・ご予約はコチラから



0120-54-3400

お料理配達サービス「タクデリ」・あなたに寄り添う「サポタク」好評運行中!

相模原・町田のオフィス環境づくり
新設・移転・改修をサポートします!

想いを+ Office

Added value

オフィスに付加価値をご提案

株式会社 宝月堂文具店
外商部 TEL 042-730-3917

想いを+ Office
Added value へ相談!!

運営:(株)宝月堂文具店

サイン・看板
工事会社

デザイン
レイアウト
設計

オフィス家具
選定・施工

内装工事
会社

OA機器
メーカー

電気工事
会社

ネットワーク
・回線業者

弁護士法人 高瀬総合法律事務所

ひとりで悩まずに。

4人の弁護士があなた(貴社)を守ります。
最善の解決策を、最速で見つけ出します。

〒252-0143
相模原市緑区橋本6-5-10
中屋第2ビル2-E
☎ 042-770-8611

オーダーメイド
ヘアゴム
パーツ
付け
プリント
ヘッドバンド
アクセサリー

津久井の組紐を創業昭和3年から製造しています。
長い歴史の中で培った技術力と実績を武器に、
組紐からヘアゴムなどのおしゃれ雑貨をデザイン・製造・販売している会社です。

自社一貫製造

製造から、品質検査、パッケージ梱包までを
会社内で行うことでの品質と安全性を確立。
お客様のご要望に素早く丁寧な対応を可能としております。

エコテックス規格100

3歳未満までの乳幼児用繊維製品の認証。
小さなお子様にも安心してお使いいただけるよう
素材そのものからこだわって作っております。

90年の歴史が誇る、
品質と安全のものづくり。



イノウエのWebページは
こちらのQRコードから！

TEL:042-785-0136
mail:info@inoegum.com

受付時間

10:00~12:00
13:00~17:00



株式会社 イノウエ
神奈川県相模原市緑区鳥屋 750

セレモア
セレモアホールディングス

Eternal Heart
株式会社セレモア®

葬儀

式場

仏壇

靈園

■相模原本社／神奈川県相模原市中央区千代田 2-1-18 ☎042-752-1111 (大代表)